

令和7年第1回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和7年1月30日
- ・ 会場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和7年1月30日(木)

午後3時30分

深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 3 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 4 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理の取消しに対する専決処分について
- 5) 報告第 5 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8) 議案第 3 号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 9) 議案第 4 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- 11) 議案第 6 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和7年1月30日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和7年1月30日(木) 午後3時30分			
	閉 会	令和7年1月30日(木) 午後4時30分			
議長	会長 福島 明				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	大澤 正	出	21	安藤 已喜夫	欠
2	荻野 信義	出	22	栗田 宣雄	出
3	矢神 勝彦	出	23	田村 恵司	出
4	小林 郁子	出	24	福島 明	出
5	木村 かつ江	出	1	小内 忠	出
6	柴崎 信幸	出	2	森田 亨	出
7	石川 野理子	出	3	堀口 廣	出
8	大須賀 節子	出	4	武井 清一郎	出
9	富田 千恵子	出	5	糸原 健治	出
10	須藤 浩一	出	6	橋本 繁穂	出
11	松嶋 多喜男	出	7	高野 政明	出
12	新井 美津子	出	8	澁澤 正明	出
13	高田 次郎	出	9	望月 勇	出
14	加藤 延宏	出	10	梁瀬 和彦	出
15	持田 一吉	出	11	久保 喜信	出
16	大澤 慶三	出	12	黒澤 清	出
17	馬場 實	出	13	吉田 裕治	出
18	須藤 一男	出	14	馬場 詔二	出
19	蛭川 一郎	出	15	吉野 勝男	出
20	福地 伸夫	出	16	笹井 孝	出
説 明 者	事務局長	中島 隆			
	事務局次長	亀山 光昌			
	局長補佐	笠原 正史			
	農地係長	関根 克己			
	主任	田嶋 晃			
	主任	田沼 清良			
参 与	農業振興課 主査	福島 芳宏			
	農業振興課 主任	瀬尾 純也			
	農業振興課 主任	佐藤 弘基			

会議件名		て ん 末	
議	開会	事務局長	それでは、令和7年第1回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	委員の出欠席報告	事務局長	はじめに、本日の委員の出欠状況のご報告いたします。 農業委員24名中23名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、16名全員の出席となっておりますことを合わせてご報告いたします。 次に農業委員会総会における農業委員、農地利用最適化推進委員の役割について、今一度、事務局からお知らせいたします 昨年の9月の総会時より「採決の方法」を農業委員の皆様から挙手による意思表示をいただく方法に改めさせていただいたところでございます。また、農地利用最適化推進委員の皆様におかれましても、農業委員と同様な活動をされているものの、法の規定により議決権が付与されておりませんが、担当区域内の農地等の利用の最適化の推進に関しては、総会に出席して意見を述べることでございますことから、率直なご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、引き続き、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。
	議長の選出	事務局長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、ここからは福島会長にお願いしたいと思います。
	議事録署名人の指名	議長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 まず最初に、議事録署名委員の指名を行います。議席番号15番持田 一吉委員、議席番号16番大澤 慶三委員以上2名を指名いたします。よろしく願いいたします。
	報告事項について	議長	それでは総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 最初に、報告第1号から第5号でございますが、深谷市農業委員会事務専決規程により、専決処分を行っていることから、事務局からの説明については省略させていただきます。 なお、報告第2号の「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分」については、一部あっせん希望があるため、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、お借りしていただける方をご存じでしたら、事務局までお知らせ願います。
行	議案第1号 「農用地利用集積計画の決定について」	議長	次に、議案書の25ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案書25ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明いたします。
		事務局	【議案1号について概要を説明】 「農用地利用集積計画の決定について」の説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
		議長	次に、整理番号134番については、新規就農に関する案件となりますので、委員より意見を伺います。 馬場 實委員、お願いいたします。
状		馬場委員	整理番号134番の借受人の新規就農について、報告いたします。 1月16日に、私と富田委員、事務局職員でヒアリングを行いました。 借受人は埼玉県農業大学校に1年コースの短期で在学し、3月に卒業予定です。卒業後は、近隣の農家で修業をしながら、専業で農業を営むものです。 今回は、義父から農地を借り受けるものですが、前々から農業に興味があり、義父の農地を管理できる後継者がいなかったことから、就農に至ったとのこと。 労働力は、本人のみです。 作物構成は、ネギを主体に、ナス・ピーマン等を予定しております。 基本装備は、農業用物置兼作業所、トラクター・耕耘機・トラックを義父から借用予定です。 販路は、農協を予定しておりますが、農協でも営農指導を受けていくとのこと。 以上のことから、必要な装備や技術指導の支援を受けることができ、販路も確保していることから、今回の就農については、特段問題ないものと考えます。 報告は、以上となります。
		議長	馬場委員、ありがとうございました。 それでは本議案の審議に移りますが、整理番号1番から16番に
況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	<p>については、〇〇員、54番から61番については、〇〇委員、117番から119番については、〇〇委員に係る案件となっておりますので、審議にあたっては、それぞれ、個別に審議を行い、最後にそれ以外の案件を一括で審議いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、該当する委員につきましては、関係する案件の審議に加われませんので、一時、退出を求めますのでご承知おきください。</p> <p>それでは最初に整理番号1番から16番について審議いたします。</p> <p>〇〇委員の一時退出を求めます。</p> <p>(〇〇委員 退出)</p>
		議 長	<p>それでは、整理番号1番から16番の審議を行います。この件に関し、質疑はございませんか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
進 行 状 況		議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。</p>
		議 長	<p>本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
		議 長	<p>挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することいたします。</p> <p>〇〇委員、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
		議 長	<p>次に整理番号54番から61番について審議いたします。〇〇委員の一時退出を求めます。</p> <p>(〇〇委員 退出)</p>
		議 長	<p>それでは、整理番号54番から61番の審議を行います。この件に関し、質疑はございませんか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結し採決いたします。</p> <p>本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
		議 長	<p>挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することいたします。</p> <p>〇〇委員、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
		議 長	<p>次に整理番号117番から119番について審議いたします。〇〇委員の一時退出を求めます。</p> <p>(〇〇委員 退出)</p>
		議 長	<p>それでは、整理番号117番から119番の審議を行います。この件に関し、質疑はございませんか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
		議 長	<p>挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することいたします。</p> <p>〇〇委員、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
		議 長	<p>それでは、最後になりますが、それ以外の案件について一括で審議を行います。質疑はございませんか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>

会議件名		て ん 末	
議 進 行 状 況		議長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
	議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議長	次に、議案書の63ページ、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは議案書63ページ、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明いたします。別添の議案資料の3ページの資料2も関連するものとなっておりますので、併せてご参照ください。
			【議案第2号について概要を説明】
		事務局	「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明については以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
		議長	それでは、本議案に対する審議に移りますが、整理番号1番と2番については、新規就農に関する案件となりますので、委員より意見を伺います。 武井 清一郎委員、お願いいたします。
		武井委員	整理番号1番及び2番の譲受人の新規就農について、報告いたします。 1月17日に、私と柴崎委員及び事務局職員で、ヒアリングを行いました。 本申請は、社会福祉法人である譲受人が、その業務の運営に供するために農地を取得するものでございます。これは、農地法施行令第2条第1項第1号ハに規定された許可要件となります。譲受人は、食育や、情緒面での成長に良い影響を与えることが期待できるとして、その運営計画の中に農作業体験を取り入れているものでございます。 農業経験ですが、譲受人は近隣の農地の一部を借りて、農作業経験のある職員を中心に、園児とともに耕作を行っております。しかし耕作面積が狭く、十分に農作業体験をさせられないため、近隣の農家に依頼し、園児に農作業や収穫の体験をさせているとのことでございます。収穫した野菜等は、給食やおやつとして園児に提供しておりますが、野菜嫌いな子も、自分で育てた野菜なら喜んで食べるなど、食育の効果が表れているようでございます。 農機具は耕運機を所有しており、近隣農家からトラクターを借りられるとのことでございます。 本件については、これまでの経験からして栽培技術はあるものとみられ、またアドバイスを受けられる状況もあり、機械なども確保されていることから、農地の取得について特段問題はないものと考えます。また小さいうちから農作業体験をさせることで、農業に親しみ将来の職業選択の一つとなることが期待できるものと思われまます。 以上でございます。
		議長	武井委員、ありがとうございました。 それでは本議案について、新規就農の案件も含め、一括にて審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。	
議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」	議長	次に、議案書の71ページ、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。	
	事務局	はい。事務局より説明させていただきます。議案書71ページをご覧ください。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可の取り消し願についてであります。	
		【議案第3号について概要を説明】	
	事務局	農地法第5条第1項の規定による許可の取り消し願につきましては以上です。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。	
	議長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)	
議長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。		

会議件名		て ん 末	
会		議長	本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
		議長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
議	議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」	議長	次に、議案書の73ページ、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
		事務局	引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。議案書73ページ及び別添総会議案資料5ページと併せてご確認ください。
			【議案第4号について概要を説明】
		事務局	農地法5条の許可申請につきましては以上14件です。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。
		議長	それでは、本議案について審議いたします。この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
進		議長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
行	議案第5号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」	議長	次に、議案書の81ページ、議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
		農業振興課	議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」をご説明させていただきます。
			【議案第5号について概要を説明】
		農業振興課	以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
		議長	それでは、本議案に対する審議に移りますが、51～55番については、新規就農に関する案件となりますので、委員より意見をうかがいます。 持田 一吉委員、お願ひいたします。
持田委員	番号51番から55番の借受人の新規就農について、報告いたします。 1月20日に、私と笹井委員、事務局職員、農業振興課職員でヒアリングを行いました。 借受人は現在「明日の農業担い手育成塾はなぞの校」に通っています。 3月で卒業し、独立するものです。卒業後は、住んでいる花園地区を拠点に農業を営むとのこと。 労働力は、本人のみです。 作物構成は、ネギ、ブロッコリー、トウモロコシです。研修で利用している農地をそのまま借受、栽培を行うものです。 基本装備はトラクター、トラック、管理機を所有しており、今後は設備を充実させていくとのこと。 販路は、すでに農協の選果場や直売所に出荷しており、今後拡大していく計画です。 以上のことから、これまで就農のため、担い手育成塾で経験をつみ、これからも技術指導の支援を受けられることから、今回の就農については、特段問題ないものと考えます。 報告は以上となります。		
議長	持田委員、ありがとうございました。 それでは、本議案について新規就農の案件も含め、一括にて審議いたします。この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)		
状		議長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
		議長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
況		議長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)

会議件名		て ん 末	
議 進 行 状 況		議長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
	議案第6号 「農業振興地域整備計画 (農用地利用計画)の変更 及び地域の農業の振興に 関する地方公共団体の 計画の変更に係る意見 について」	議長	次に、議案書の87ページ、議案第6号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
		農業振興課	「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の変更に係る意見について」農業振興課よりご説明いたします。
		農業振興課	【議案第6号について概要を説明】 以上説明とさせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いたします。
		議長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
	議長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)	
		議長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 以上をもちまして、本委員会に上程されました議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	事務局長	福島会長ありがとうございました。 以上をもちまして、令和7年第1回深谷市農業委員会総会を閉会いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和7年1月30日

議 長 福島 明

署名委員 持田 一吉

署名委員 大澤 慶三